

一般建築物石綿含有建材調査者試験問題(C)

第1章

問題1. 建築物石綿含有建材調査に関する下記の記述のうち、不適切なものを一つ選びなさい。

- ① 石綿はアスベストとも称され天然に産出する繊維状の鉱物であり、建材をはじめとして工業的に多く使用されてきたが発がん性が認められている。
- ② 石綿含有建材の種類は多岐にわたっており、その飛散性も石綿含有建材の種類ごとに異なることから、建築物ごとの環境リスクは使用されている石綿含有建材によって異なる。
- ③ 書面調査、目視調査を踏まえて、石綿含有の疑いがある建材が存在しなかった場合は、報告書の作成は不要である。
- ④ 建築物石綿含有建材調査には、「改修の事前調査」「解体の事前調査」「維持管理のための建築物調査」の3種類がある。

問題2. 建築物石綿含有建材調査に関する下記の記述のうち、不適切なものを一つ選びなさい。

- ① 石綿は国内でも産出されたが、使用された石綿の大半はカナダ、南アフリカ、ロシアなど海外から輸入され、その大半は建築物に使用された。
- ② 労働者の健康障害を防止するため石綿の使用について規制が強化されてきた。現在では一部の例外を除いて製造販売などが禁止されている。
- ③ 1995（平成7）年の特定化学物質障害予防規則の改正では石綿を5重量パーセントを超えて含有する吹付け作業が原則禁止された。
- ④ 2005（平成17）年には石綿障害予防規則が制定され、原則禁止であった石綿の吹付け作業が全面禁止となった。

問題3. 建築物石綿含有建材調査に関する下記の記述のうち、不適切なものを一つ選びなさい。

- ① 2006（平成18）年には、石綿障害予防規則が制定され、吹付け作業が全面禁止となった。
- ② 2006（平成18）年には石綿を0.1重量パーセントを超えて含有する製品の製造等が禁止された。
- ③ 2012（平成24）年、石綿製品が全面禁止された。
- ④ 禁止前から継続使用されている石綿含有製品についてはその使用が禁止されておらず、現在の私たちの生活環境には、まだ相当な量の石綿含有建材が存在している。

問題4. 石綿障害予防規則の規定（事前調査等）に関する下記の記述のうち、不適切なものを一つ選びなさい。

- ① 石綿障害予防規則に基づく調査で対象とする建材はすべての建材であり、調査者は工事対象部分のすべての建材を調査し、すべての種類の建材の石綿の含有の有無を確認する必要がある。
- ② 建築物及び船舶の解体・改修を行うときに義務付けられている事前調査において、構造上目視が困難な場合は、目視が可能になったときに事前調査を行わなければならない。
- ③ 事前調査及び分析調査を行ったときは、調査事項（調査部分、調査方法、材料毎の石綿等の使用の有無など）の記録を作成し、写しを作業場に備え付けるとともに、調査を終了した日から2年間保存しなければならない。
- ④ 吹付石綿等（レベル1建材）、石綿含有保温材等（レベル2）の除去等工事の計画は、仕事の開始の日の14日前までに労働基準監督署長に届け出なければならない。

問題5. 石綿の定義等に関する下記の記述のうち、不適切なものを一つ選びなさい。

- ① 石綿を「繊維状を呈しているアクチノライト、アモサイト、アンソフィライト、クリソタイル、クロシドライト及びトレモライト」と定義し、これらの6種類の鉱物を石綿（アスベスト）と総称している。
- ② 石綿は、蛇紋石族石綿と角閃石族石綿に大別される。蛇紋石族石綿はクリソタイルとクロシドライトの2種類である。
- ③ 意図的には利用されていなかったとされてきたクリソタイル、クロシドライト、アモサイト以外の石綿についても、建材の分析結果から国内で使用されていたことが確認されている。
- ④ 建築物調査は6種類の石綿を対象として行うべきであり、厚生労働省から6種類すべての分析を徹底する旨の通知が出されている。

問題6. 石綿の特性や建材の種類等によるばく露分類についての記述のうち、不適切なものを一つ選びなさい。

- ① 石綿の特性の一つに、比表面積が大きく、他の物質との密着性に優れている点がある。
- ② 石綿含有建材は、解体時の飛散性の高低と現行の法規制から「レベル1～3」の建材に分類されている。
- ③ レベル2の建材には、石綿含有保温材、石綿含有断熱材、石綿含有耐火被覆材が分類され、けい酸カルシウム板第2種は含まれない。
- ④ レベル3の建材は、レベル1とレベル2以外の石綿を含有する建材と分類されており、その製品の種類は多岐にわたっている。

問題 7. 石綿による疾病、環境の石綿濃度についての記述のうち、不適切なものを一つ選びなさい。

- ① 石綿関連呼吸器疾患として、石綿肺、肺がん、中皮腫、良性石綿胸水、びまん性胸膜肥厚などがある。
- ② 中皮腫とは、胸膜のみに発生する悪性腫瘍をいう。
- ③ 環境省のアスベスト大気濃度調査結果（平成 30 年度）によると、一般大気中の石綿濃度（総繊維数濃度）は、国内の測定では 0.1 f/L ~ 0.3 f/L という値が得られている。
- ④ 建設業の石綿ばく露は主に、①新築時の吹付け、切断、加工等によるもの、②建築物維持管理・補修時の吹付け石綿及び飛散しやすい石綿含有建材によるもの、③建築物改築及び解体時の石綿含有建材によるものの 3 種類である。

第 2 章

問題 8. 大気汚染防止法に関する下記の記述のうち、不適切なものを一つ選びなさい。

- ① 大気汚染防止法は、大気汚染に関して、国民の健康を保護するとともに、生活環境を保全することを目的に 1968（昭和 43）年に制定された。
- ② 大気汚染防止法の規制の対象作業は、石綿を飛散させる原因となる建築材料が使用されている建築物の解体のみが対象となる。
- ③ 大気汚染防止法施行令の改正で、規制の対象となる特定建築材料（石綿を飛散させる原因となる建築材料）に、「石綿含有成形板等」「石綿含有仕上塗材」が追加された。
- ④ 特定建築材料の石綿含有成形板等は、石綿含有スレートボード、石綿含有セメント円筒などで、主に外壁、軒天、設備配管として使われた。

問題 9. 大気汚染防止法に関する下記の記述のうち、不適切なものを一つ選びなさい。

- ① 解体等工事の元請業者又は自主施工者は、建築物の解体等を行うときは、事前に特定建築材料の使用の有無を調査することが義務付けられている。
- ② 解体等工事が平成 18 年 9 月 1 日以降に工事着工した建築物の解体、改修等の建設工事に該当する場合は、特定建築材料の有無の書面調査は不要とする。
- ③ 事前調査は元請業者が行い、発注者に説明し、記録事項及び説明書面の写しを保存しなければならない。
- ④ 特定粉じん排出等作業実施届出（対象レベル 1・2）の届出者は、発注者又は自主施工者である。

問題 10. 建築基準法、その他関係法令等に関する下記の記述のうち、不適切なものを一つ選びなさい。

- ① 建築基準法では、建築物の通常の利用時において、石綿の飛散の恐れのある建築材料（吹付け石綿及び吹付けロックウールで石綿0.1重量パーセントを超えるもの）を使用することを禁止するとともに、建築物及び工作物の増改築時や大規模修繕・模様替え時にこれらの建築材料の除去等を義務付けている。
- ② 建築基準法では、建築物等の増改築時には、原則として、石綿の除去が義務づけられているが、増改築を行う部分の床面積が増改築前の床面積の1/3を超えない場合、増改築を行う部分以外の部分については、封じ込めや囲い込みの措置を行うことが認められている。
- ③ 建設リサイクル法で定める対象建設工事は、工事着手の7日前までに発注者から都道府県知事に届出が必要となるが、届出に際しては当該事前調査の結果を記すことも求められている。
- ④ 国土交通省は民間建築物の石綿使用実態の把握を進めているが、建築時期の古い建築物、未成年者が長く滞在する建築物、災害時に緊急利用する建物等を優先的な調査対象としている。

問題 11. 石綿があるにもかかわらず、石綿なしと誤って判定してしまった場合のリスクやコストの説明として下記の記述のうち、不適切なものを一つ選びなさい。

- ① 解体改修工事の飛散事故
- ② 社会的信用の失墜
- ③ 建築物周辺への継続的環境影響
- ④ 建物資産の過小評価

問題 12. 石綿調査者について下記の記述のうち、不適切なものを一つ選びなさい。

- ① リスク管理の6つのプロセスのうち「実施」においては、リスク対策で重要な役割を果たす関係者を、意思決定過程に関与させることが重要である。
- ② 調査者の職責は、依頼された調査範囲に限定された責務であるが、調査漏れがないよう十分に注意する必要がある。
- ③ 調査者は石綿含有の判断が困難な場合には、推測による判断を行う。
- ④ 調査者は、国内外の対策方法や除去工法の種類、調査した建築物に最も適した措置の助言もできることが望ましい。調査者は石綿に関する知識だけでなく、対策や工法にも精通しておくことが必要である。

問題 13. 石綿調査者についての下記の記述のうち、不適切なものを一つ選びなさい。

- ① 建築物の調査結果は、解体・改修の施工方法やその後の建築物の利活用の方法に大きく影響するが、不動産価値評価には影響しない。
- ② 調査者は、意図的に事実を反する調査を行ったり、虚偽の結果報告を行ってはならない。
- ③ 調査者は、建築物の所有者や占有者など個人的、経営的情報に触れることになる。調査活動を通じて得た情報の秘密保持義務がある。
- ④ 建築物の調査は、中立性をもって実施しなければならない。

問題 14. 石綿調査者及び調査の手順についての下記の記述のうち、不適切なものを一つ選びなさい。

- ① 調査において石綿含有建材調査者は、常に自らの石綿ばく露に注意を払うだけでなく、共用中の建築物内部の生活者、労働者等の石綿ばく露を回避・低減するための十分な配慮も必要である。
- ② 調査者は建築物における石綿含有建材の使用状況調査業務の中核を担い、調査報告を取りまとめるコーディネーターとなるが、石綿分析技術に関する知識は求められない。
- ③ 事前調査とは、工事前に石綿含有の有無を調査し、石綿含有無しの証明を行うことを目的とし、その証明が出来ない場合は分析調査を行うか、石綿含有とみなすことが基本となる。
- ④ 事前調査の基本は、「現場」「現物」「現実」の三現主義の徹底である。

第3章

問題 15. 建築一般に関する下記の記事のうち、不適切なものを一つ選びなさい。

- ① 書面調査では、建築図面に記載されている石綿含有建材が、そのまま使用されているとは限らないので注意を要する。
- ② 建築基準法第1条には、「建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する最低の基準を定め」と記されている。建築基準法で定めている仕様は、設計を行う上での推奨値ではない。
- ③ 建築基準法では、建築物の用途、規模、地域に応じて、建築物の主要構造部を耐火構造又は準耐火構造とすることが義務付けられている。
- ④ 防火地域などの一定規模の建築物に対する規制については、一戸建住宅に適用されることはない。

問題 16. 建築一般に関する下記の記述のうち、不適切なものを一つ選びなさい。

- ① 建築基準法に定める「延焼の恐れのある部分」とは、隣地境界線及び道路の中心線より1階にあつては3 m以内、2階以上にあつては5 m以内の距離にある建物の部分をいう。
- ② 主要構造部とは、壁、柱、床、梁、屋根、または階段をいい、建築物の構造上重要でない部分を除くものとされているため、基礎も主要構造部に含まれる。
- ③ 耐火建築物は階によって要求耐火性能が異なり、「1時間耐火」や「2時間耐火」などと表現される。同じ吹付石綿であれば「1時間耐火」よりも「2時間耐火」の方が、吹付け層が厚い。
- ④ 2000（平成12）年の建築基準法の一部を改正する法律の施行に伴い、それまでに行っていた指定はすべて廃止され、多くのものが新制度に基づく耐火構造として認定された。

問題 17. 建築一般に関する下記の記述のうち、不適切なものを一つ選びなさい。

- ① 建築基準法施行令では、面積区画が定められており、一定面積ごとに防火区画し、水平方向への燃え広がりを防止し、一度に避難すべき人数を制御している。
- ② 建築基準法施行令により、3層以上の竪穴には、竪穴区画が必要となる。
- ③ RC造の建築物においては建築基準法の防火・耐火規制などの法的規制よりも、設計者の設計思想や要求品質によって、吹付け石綿や他の石綿含有建材が使用されていることが多い。
- ④ S造の建築物の調査で特に注意することとして、主要構造部のうち壁、柱のみについて耐火被覆の調査が必要となることが挙げられる。

問題 18. 建築一般に関する下記の記述のうち、不適切なものを一つ選びなさい。

- ① S造の建築物では、石綿が吹き付けられた構造体が露出していない場合も多く、目視調査が難しいケースがある。
- ② 建築基準法の防火規制では、建築物の用途や規模に応じて、居室や廊下・階段などの壁や天井の仕上げを準不燃材料や難燃材料とすることが義務付けられている。
- ③ 防火材料は、国土交通省告示に定める仕様を用いる場合と、国土交通大臣の認定を受けた仕様を用いる場合がある。
- ④ 建築基準法の「内装制限」の規制を受ける部位には、石綿を使用した建材が使われていない。

問題 19. 建築設備に関する下記の記述のうち、不適切なものを一つ選びなさい。

- ① 電気設備において、ケーブルが上下階や壁を貫通する場合の防火区画貫通処理にけい酸カルシウム板第2種を使用することが多い。
- ② 給排水設備では、石綿は耐火性能が必要な排水管に耐火二層管として使われただけでなく、耐久性が求められるガasketにも使用されていた。またボイラー本体の断熱や配管エルボの保温にも使われていた。ボイラー室の場合は、壁や天井に石綿含有吹付け材が使われた。
- ③ 空調の冷温水配管の保温として石綿含有保温材が使われることがあった。ホテルではファンコイル設置の場所の壁に吸音をかねて吹付け石綿を施工している場合がある。
- ④ 建築基準法で定義する建築設備の昇降機には、厨房などで物品を運搬する「小荷物専用昇降機」は含まれない。

問題 20. 石綿含有建材に関する下記の記述のうち、不適切なものを一つ選びなさい。

- ① 建築物の構造、規模、用途、耐火建築物か否かなどを確認し、石綿含有建材が使用されている可能性を探る。
- ② 書面調査の前に改修履歴や設備更新履歴を把握することも必要なので、建築物所有者・管理者から事前に情報を得ることも重要である。
- ③ レベル1の石綿含有建材は施工方法や材料によって6種類に分類されるが、そのうち石綿含有吹付けロックウールの施工方法は、乾式吹付け工法のみである。
- ④ レベル1の石綿含有建材の使用目的には耐火や断熱・結露防止、吸音があり、目的によって種類を限定できることがある。

問題 21. 石綿含有建材に関する下記の記述のうち、不適切なものを一つ選びなさい。

- ① 石綿含有吹付けロックウールの石綿無含有化に際し、乾式工法の代替として半乾式（半湿式）工法が開発された。現在では半乾式工法により石綿が含有されていない吹付けロックウールが施工されている。
- ② 半乾式吹付け（半湿式吹付け）の主な材料はロックウールとセメントであり、製品としての石綿を使用しておらず、現場で添加した事例も認められていない。
- ③ 石綿含有耐火被覆材には、耐火被覆板とけい酸カルシウム板第2種があり、S造の建築物の梁、柱などの耐火被覆用の板材として多用された。
- ④ 石綿含有断熱材には、煙突用石綿断熱材、屋根用折板裏石綿断熱材がある。

問題 22. 石綿含有建材に関する下記の記述のうち、不適切なものを一つ選びなさい。

- ① 解体・改修時の事前調査では、吹付け材（レベル1の石綿含有建材）および保温材・耐火被覆材・断熱材（レベル2の石綿含有建材）に加えてその他の石綿含有建材（成形板など、レベル3の石綿含有建材）の調査が必要である。
- ② 事前調査において、石綿無しと判断するには、終期以降の製品もメーカーから個別に証明書を取り寄せたり、分析により確認する。製品を特定できない場合は、石綿含有と見なすか分析により確認する。
- ③ 石綿含有仕上塗材の種類は、建築用仕上塗材のみであり、建築用下地調整塗材は含まれない。
- ④ 建築用仕上塗材自体は、塗膜が健全な状態では石綿が飛散する恐れがあるものではないが、これを破断せずに除去する事が困難であるため、除去方法によっては含有する石綿が飛散する恐れがある。

問題 23. 書面調査の実施要領および図面の種類と読み方に関する下記の記述のうち、不適切なものを一つ選びなさい。

- ① 石綿調査の第1段階は、試料採取及び分析からはじまる。
- ② 書面調査は、既存の情報からできる限りの情報を得るとともに、目視調査の計画を立てるために行う。
- ③ 図面は石綿含有建材の情報を網羅しているわけではなく、図面からの情報を参考にしつつも、必ず現地での使用状況を丁寧に確認して、図面との整合性をチェックする。
- ④ レベル1、2の石綿含有建材は建築物の内側での使用が多いが、レベル3の石綿含有建材は建築物の内側だけでなく外側、すなわち外装においても使用されるので「外部仕上表」で確認できる。

問題 24. 書面調査結果のまとめに関する下記の記述のうち、不適切なものを一つ選びなさい。

- ① 国土交通省・経済産業省が公表している「石綿（アスベスト）含有建材データベース」は、情報整備を現在も行っており、適宜、更新が行われているので最新版に留意する。
- ② 書面調査結果の整理は、①石綿含有建材をリストアップし、②動線計画を立てる、という2点を主な作業として行っていく。
- ③ 使用された建材や試料採取を行う建材の整理に用いる様式は、調査者が目視調査や報告書の作成に利用しやすい様式を用いればよい。
- ④ 網羅的調査を行うため、解体・改修を行う部位のうち、重要と考えられる建材については「整合性の確認表（ワークシート）」等を使い竣工図書と現地の部屋の建材を比較確認する。

第4章

問題 25. 目視調査の流れに関する下記の記述のうち不適切なものを一つ選びなさい。

- ① 石綿含有建材調査者は、改修や解体工事のための事前調査や建築物などの適正な維持管理のための建築物調査を担うこととなるが、調査の手法や装備などは調査の目的によらず同一である。
- ② 改修や解体工事の事前調査では、解体・改修等を行う全ての建材が対象であり、内装や下地等の内側等、外観からでは直接確認できない部分についても調査が必要である。
- ③ ヒアリングと図面確認を実施した後で、大まかな目視確認作業の流れを決める。通常は外構、屋上から始め、塔屋部、最上階、基準階、地下階などを回り、1階を最後に確認する流れとなる。
- ④ 大気汚染防止法では、調査結果は発注者に書面で報告する事が義務付けられている。

問題 26. 目視調査の準備、及び実施要領に関する下記の記述のうち、不適切なものを一つ選びなさい。

- ① 試料採取時に使用する呼吸用保護具は、半面形面体をもつ取替え式防じんマスク（RS3 又は RL3）同等以上の性能を有するものとする。
- ② 調査時の服装のポイントは、調査作業中であることを第三者に伝えること、及び、石綿粉じんからのばく露防止対策の2点である。
- ③ 調査対象の現場が高所の時には、墜落制止用器具を着用する。
- ④ 目視調査に臨む姿勢として、同一パターンの部屋である場合は、他の部屋での試料を多めに採取し、それを小分けにして他の部屋の試料とすることで効率化を図ることができる。

問題 27. 目視調査の実施要領に関する下記の記述のうち、不適切なものを一つ選びなさい。

- ① 採取した試料の採取用密閉容器（チャック付きポリ袋）などに記載することになっている必要事項は、後からまとめて記載するのではなく、試料採取したその部屋で記入し、忘却や試料の混同を避けるようにしたい。
- ② 大人数で効率を優先しながらの目視調査が最善である。
- ③ 目視調査において、方位の認識は重要である。特に北面の壁は結露防止や断熱を目的とした石綿含有建材の使用がないか注意する。
- ④ 「定礎」などのプレートがある場合は、竣工時期や施工関係者などの情報が確認できる。建築時期の把握は石綿含有建材製造期間とも関係する重要な要素の一つである。

問題 28. 目視調査の実施要領に関する下記の記述のうち、不適切なものを一つ選びなさい。

- ① 関係者からのヒアリングを行うことにより、より精度の高い目視調査となり、より信頼のおける調査報告書を作成する事ができる。
- ② 目視調査とは、単に外観を見ることだけでなく、分析によらず石綿有無の判断根拠について調査を行うことである。
- ③ 解体・改修工事の調査では、過去の経験や建築の知識から類推して調査範囲を絞り込むことが必要である。
- ④ レベル3の石綿含有建材で留意すべき点は、一般的に建築後に手を加えられる可能性のある仕上げ材に用いられる建材が多い事である。

問題 29. 目視調査の実施要領に関する下記の記述のうち、不適切なものを一つ選びなさい。

- ① 有害物質のばく露防止対策は、一般に、リスクアセスメントを実施し、必要に応じて適切な保護具を装着するなどの対策が必要となる。
- ② 石綿含有建材の採取の際には、飛散抑制剤等で湿潤化し、建材の破碎破壊は必要最小限にする。
- ③ 試料採取個所が、安全措置が確保できないような危険な箇所となる場合、安全が確保できるまで採取不能として理由を記載すればよい。
- ④ レベル1の吹付材は目視での石綿含有・無含有の判断はできない。過去の記録等で「石綿なし」とされている場合を除き、サンプリングを行い、分析を行う。

問題 30. 目視調査の実施要領に関する下記の記述のうち、不適切なものを一つ選びなさい。

- ① 石綿含有「みなし」とするか、分析まで行うかについては、法的に制約はなく、事業者が選択する事になる。
- ② 石綿含有の可能性が低いほどみなしが効果的であり、可能性が高いほど分析により含有の有無を判定したほうがトータルでコストが下がる場合が多い。
- ③ 無石綿の表示があっても、現在の法律では石綿含有建材の可能性があるので、建物の竣工年・建材裏面の表示など複合検索をかける。
- ④ 図面はあくまで重要な参考資料とし、その図面との差異の発見、および現況確認を優先させたい。

問題 31. 吹付け材の試料採取に関する下記の記述のうち、不適切なものを一つ選びなさい。

- ① 平屋建ての建築物で施工範囲が 3000 m²以上の場合、600 m²ごとに 1 箇所当たり 10 cm³ 程度の試料をそれぞれ採取し、それらの試料を一纏めにして密閉式試料ボックスに収納すること。
- ② 一建築物であって、施工等の記録により、耐火被覆の区画に関し、耐火被覆の業者（吹付け業者）が明確な場合、業者ごとの区画を一つの施工範囲としてその範囲毎に、3 箇所以上、1 箇所当たり 10 cm³ 程度の試料を採取し、それぞれ密閉式試料ホルダーに入れ密閉したうえで、それらの試料を一纏めにして密閉式試料ボックスに収納する。
- ③ 石綿除去工事が完了し、塗装されたケースにおいて、分電盤の裏に吹付け石綿が取り残されていることがある。
- ④ グラスウールなどの断熱材の下等に石綿含有建材が吹付けられたケースはない。

問題 32. 試料採取に関する下記の記述のうち、不適切なものを一つ選びなさい。

- ① 保温材には、成形保温材と不定形保温材があり、建築物の小型ボイラー等の配管に使用される保温材は成形の保温材がほとんどである。
- ② 成形板の試料採取は、試料採取範囲から 3 箇所を選定して、1 箇所あたり 100 cm³/箇所程度の試料をそれぞれ採取する。
- ③ 既存建築物の改修工事および解体工事を実施する前に、既存仕上塗材層が石綿を含有しているか否かを確認しておく必要がある。
- ④ 解体を目的とした場合には、下地調整塗材および仕上塗材が調査対象となる。

問題 33. 目視調査の記録に関する下記の記述のうち、不適切なものを一つ選びなさい。

- ① 現地での記録の位置づけは、報告書を作成する前段階のものである。
- ② 1 部屋終了ごとのメモが、後の写真の整理や調査報告書の作成時に効果を発揮する。
- ③ 石綿含有建材の劣化の度合い判定は「劣化」「やや劣化」「劣化なし」の 3 段階となる。
- ④ 解体・改修時の事前調査結果の成果物（報告書）については、厚生労働省の通達で主に 3 要件が求められている。石綿を含有しないと判断した建材は、その判断根拠を示すことは 3 要件に含まれない。

問題 34. 建材の石綿分析及び調査票の下書きと分析結果のチェックに関する下記の記述のうち、不適切なものを一つ選びなさい。

- ① 事前調査に係る採取試料中の石綿分析方法としては、石綿含有の有無と種類についての定性分析方法と、石綿がどの程度含まれているかを分析する定量分析方法がある。
- ② 定性分析の方法は「定性分析法1」及び「定性分析法2」の2種類のみである。
- ③ 試料を分析機関に送付したら部屋別の「目視調査個票」を作成し試料の採取場所などを記録しておく。
- ④ 分析機関から結果速報や分析結果報告書を受領したら、調査者は速やかにチェックを行う必要がある。

第5章

問題 35. 目視調査総括票の記入に関する下記の記述のうち、不適切なものを一つ選びなさい。

- ① 建築物の概要の建築物所在地欄は、地番・家屋番号ではなく住居表示を記入する。
- ② 過去に実施した調査報告書がある場合、その報告書を全ページともコピーし、今回の調査報告書に添付する。
- ③ 所有者情報提供依頼概要欄において図面有りの場合、「竣工図・仕上表・矩計図」以外の図面の具体的な名称を記載する必要はない。
- ④ 所有者情報提供依頼概要における調査者記入欄は、調査者が事前に実施した所有者へのヒアリング内容や実際に調査した上でのコメントを記載する。

問題 36. 目視調査総括票の記入に関する下記の記述のうち、不適切なものを一つ選びなさい。

- ① 今回調査箇所欄の調査結果の記載については、調査対象建材があった部屋だけを記載する。
- ② 今回調査箇所における棟・階の欄において、階は必ず記載する。平屋の場合でも1階と記載する。
- ③ 今回調査箇所における部位欄の記載は、梁・柱など建築一般呼称でよい。採取した位置を指しているのではなく、石綿含有可能性材があった部位の全部を示している。
- ④ 今回調査できなかった箇所欄は、石綿含有建材調査者の見落としと区別する意味においても、階・部屋名などを記載するとともに、図面で図示し、その理由も簡潔に記載する。

問題 37. 目視調査個票の記入に関する下記の記述のうち、不適切なものを一つ選びなさい。

- ① 目視調査個票の記入は部屋別を基本とするが、小規模の建築物などではフロアごと、住戸などの場合は住戸ごとの作成も可とする。
- ② 外壁構造について、建築物正面側は化粧仕上げとなることが多いが、カーテンウォールやプレキャストコンクリート、軽量気泡コンクリート、押出成形セメント板などの種別にも注視する。
- ③ 1部屋終了ごとのメモが、後の写真の整理や調査報告書の作成時に有効となる。
- ④ 部屋ごとの記入における材料名は、欄内の文字数が限られているが、材料名は省略せずに記載する。

問題 38. 調査報告書の作成に関する下記の記述のうち不適切なものを一つ選びなさい。

- ① 試料を分析機関に送付したら、記憶が薄れないうちに目視調査個票を作成する。下書き程度でもよいから、調査当日に整理しておく。
- ② 目視調査個票は調査した部屋の順番に作成すること。順番を変えるとストーリー性がなくなり、間違いの元になる。
- ③ 分析機関から、結果速報や石綿分析結果報告書を受領する前に、目視調査総括票及び個票を完成させておく。
- ④ 試料分析で、調査者の目視推定と分析機関からの結果とが乖離している場合は、分析機関に問い合わせ、原因を把握することが重要である。

問題 39. 事業者は、次の工事を行おうとするときは、あらかじめ電子システムを使用して、所轄労働基準監督署長に報告しなければならないが対象工事として不適切なものを一つ選びなさい。

- ① 建築物の解体工事（当該工事の床面積の合計が 80 m²以上であるもの）
- ② 建築物の改修工事（当該工事の請負代金の額が 80 万円以上であるもの）
- ③ 工作物の解体工事（当該工事の請負代金の額が 100 万円以上であるもの）
- ④ 工作物の改修工事（当該工事の請負代金の額が 100 万円以上であるもの）

問題 40. 所有者への報告に関する下記の記述のうち、不適切なものを一つ選びなさい。

- ① 報告に当たっては、建築物における石綿の健康影響に関する基礎知識、リスクコミュニケーションの知識とその実施に関する技術などを踏まえ、公正中立の立場から、建築物所有者等の求めに応じて、丁寧に説明することが重要である。
- ② 石綿障害予防規則及び大気汚染防止法では、解体・改修工事の事業者は、事前調査の結果の記録を3年間保存しなければならない。また、事前調査を実施した調査者は、事前調査の結果の記録を3年間保存する事が望ましい。
- ③ 石綿障害予防規則では、事前調査の結果の全部を40年間保存しなければならない。
- ④ 建築物の所有者も石綿飛散防止対策に責務を有していることから、解体・改修工事や石綿の除去等の工事が終了するまでではなく、施工者と同様に事前調査の結果を3年間保存する事が望ましい。